令和4年度第1回国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会 議事次第

日時:令和4年6月30日(木)

14 時 00 分~

場所:ウェブ会議(公開)

- 1. 開会挨拶
- 2. 第89回 OIE 総会に関する報告
- 3. 2022 年 2 月の 0IE コード委員会報告書において提示された コード改正案等に係る意見交換
 - ① 狂犬病 (第8.14章)
 - ② 「家きん」の定義
 - ③ と畜時のアニマルウェルフェア (第7.5章)
 - ④ コード委員会の今後の活動計画
- 4. その他

令和4年度第1回 0IE 連絡協議会 通常メンバー名簿

((1)	飯塚	修	(/ 公 計)	日本動物福祉協会	理事
,	· 1			(4 14 /		<i>></i> +: ==

- (2) 磯部 尚 (公社) 畜産技術協会 国際交流部長
- (3) 内橋 政敏 (一社) J ミルク 専務理事
- (4) 江口 法生 (一社) 日本スーパーマーケット協会 専務理事
- (5) 纐纈 美千世 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 事務局長
- (6) 近藤 康二 (公社) 中央畜産会 専務理事
- (7)境 政人 (公社)日本獣医師会副会長 兼 専務理事
- (8) 征矢野 茂 群馬県食肉事業協同組合連合会 会長
- (9) 筒井 俊之 立命館大学 食マネジメント学部 教授
- (10) 中島 一敏 大東文化大学 スポーツ・健康科学部

健康科学科 教授

(11) 山口 俊昭 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

農業研究本部 畜産試験場 副場長

(12) 山根 香織 主婦連合会 常任幹事

(五十音順)

国際獸疫事務局(OIE)連絡協議会開催要領

平成22年4月26日 消費・安全局 動物衛生課 (令和3年11月1日一部改正)

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局(OIE) は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準(OIEコード)を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の動物検疫措置が、OIEの作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) OIEコードは、加盟国への意見聴取と、OIE総会における採択を経て策定又は改正される。OIEコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、OIEコードの策定又は改正に関する我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとともに、意見交換を行うことが重要である。また、OIEコードの策定・改正に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、OIE基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局 (OIE) 連絡協議会」(以下「OIE連絡協議会」とする。) を開催する。

2. メンバー構成

OIE連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

(1) 通常メンバー

OIEコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・ 小売関係団体、生産者団体等からの推薦者(9名)
- ・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者(3名)
- (2) 臨時メンバー (議題に応じて参集するメンバー) 議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べ ることができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。
 - 議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者(8名以内)

3. メンバーの選任

(1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理 由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名まで とする。

(2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任 されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

(3)選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

4. 開催方法

- OIE連絡協議会は、冬(12月~1月)及び夏(6月~8月)の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、OIE 陸生コード改正案についての意見交換、OIEの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。
- OIE連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。 ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障 を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益 もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意の もと、非公開とすることができる。
- OIE連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に 不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。
- OIE連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。
- 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和 4 年度 第 1 回国際獣疫事務局 (OIE) 連絡協議会 配付資料一覧

資料1:	第 89 回 OIE 総会の報告	• • • 1
資料2:	「狂犬病」章の改正案	•••13
資料3:	「家きん」の定義に関する改正案	• • • 33
資料4:	「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案	• • • 39
資料5:	コード委員会の今後の活動計画	• • • 49

【参考資料】

参考1:「狂犬病」章の改正案(英文)

「狂犬病」章の改正案(仮訳)

参考2:「家きん」の定義に関する改正案(英文)

「家きん」の定義に関する改正案(仮訳)

参考3:「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案(英文)

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の改正案(仮訳)

第89回OIE総会の報告



Organisation World Organización Mondiale Organization Mundial Organization Mundial de la Santé for Animal de Sanidad Animale Health Animal

89th General Session

開催概要

- 1. 日程: 令和4年5月23日(月)~26日(木)
- 2. 場所:ハイブリッド形式(理事会メンバー等のみ参集・日本はウェブ参加)
- 3. 参加者

151のOIE加盟国・地域及び関係機関等から約500名が参加

日本からの出席者:

農林水產省 消費·安全局 動物衛生課 国際衛生対策室長(OIE日本代表) 他

4. 主な議題

- (1)世界の動物衛生をめぐる状況
- (2)ワーキンググループの活動報告
- (3)陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)の活動報告
- (4)科学委員会の活動報告
- (5)水生動物衛生基準委員会(水生委員会)の活動報告
- (6)生物基準委員会(ラボラトリー委員会)の活動報告



事務局長 Dr Monique Eloit



議長 Dr Hugo Federico Idoyaga Benitez (パラグアイ)

2

(1)世界の動物衛生をめぐる状況

2021年~2022年5月に、OIEに通報された陸生動物疾病の発生情報のうち、報告数が多かった上位3疾病、鳥インフルエンザ(51%)、アフリカ豚熱(19%)、SARS-CoV-2感染症(7%)の疫学的状況等について説明がなされた。

◆高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)

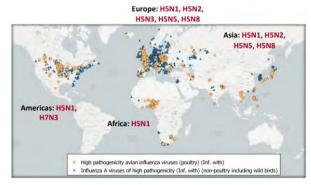
- 2021-2022年シーズンは、家きんにおける発生数、 家きんの損失(約8,200万羽)が2005年以降最多で、 発生の97%がH5N1型を原因とするものであった。

◆アフリカ豚熱(ASF)

- 世界的に発生が拡大。 (2005年:20カ国→2022年:73か国)
- 不十分なバイオセキュリティ措置や人為的要因により、 地理的に「ジャンプ」して拡大。
- ベルギーとチェコのみ撲滅を達成。

◆SARS-CoV-2感染症

- 2022年5月時点で、23種の動物種における感染を確認。



2021-2022年シーズンにおけるHPAIの発生状況



2005年から2022年の間に ASFの発生が確認された国(赤)

(2)ワーキンググループの活動報告

◆野生動物

- ・ 希少種に対するワクチン接種や、野生動物サーベイランス、野生動物の取引に由来する疾病リスクの低減等について、各専門委員会と連携して活動。
- 過去10年間のOIE通報を分析したところ、野生動物の疾病については、低病原性鳥インフルエンザ、サルモネラ症等が多く報告されていた。

◆薬剤耐性(AMR)

- 獣医分野における重要な抗菌剤リストの動物種別の参照文書を作成しており、 既に作成されている家きんに続いて、現在、水生動物と豚について優先的に 作業を進めている。
- OIEコードの第6.10章の改正作業を行っており、主なポイントは、ワンヘルス・アプローチに基づいて、環境分野の要素を拡大すること、伴侶動物を明確な対象とすること等である。
- 動物における抗菌剤使用量に関する第6次調査(2018年分)の結果についても報告があった。2016年から2018年にかけて、抗菌剤使用量が約27%減少していることを踏まえ、加盟国における継続的な努力が評価された。

(3)コード委員会の活動報告

○陸生コードの改正案は、以下のとおり。

_	用語の定義(Competent Authority, Protein meal, Stray dog [Free-roaming dogに置換], Veterinary authority, Veterinary Services)	
第1.3.2条、第1.3.4条、第1.3.6条	OIEリスト疾病	
第3.1.1条、第3.2.3条、第3.2.9条	獣医サービスに係る導入的説明やその質的水準	
第3.4.5条、第3.4.11条	獣医法令	
第6.12章	ヒト以外の霊長類から伝播する人獣共通感染症	
第7.7章	犬の個体数管理	
第8.16章	牛疫	
第8.5章、第15.4章	単包条虫(エキノコックス症)、ブタ有鉤条虫	
第11.4章、第1.8章	BSE及びそのリスクステータス公式認定に係る申請手続き	
第11.10章	牛のタイレリア症	
_	用語の適切な使用のための見直し(sanitary measure)	



BSEに関する章及び用語の定義(protein meal)以外の案は本総会で採択された。

(3)コード委員会の活動報告

◆第11.4章(BSE)、 第1.8章(BSEリスクステータス公式認定に係る申請手続き)



日本が総会前に提出した事前コメント

BSEサーベイランスのガイドラインの早期策定及び公表、並びに、ステータスの年次更新作業への悪影響を防ぐため、改正基準案の採択後に十分な移行期間が設定されるべき。

(3)コード委員会の活動報告

◆第11.4章、第1.8章 BSE及びそのリスクステータス公式認定に係る申請手続き

コード委員会議長による冒頭説明

今般の大幅な改正作業は、加盟国からの要請により開始され、 よりリスクベースになるよう、これまで非常に多くの議論がなされたが、

- ▶ 加盟国から総会前に提出されたコメントに非常に詳細なものが含まれており、 内容に懸念を示した国や採択に賛成しない国が複数あったこと
- ▶ 過去2回のコード委員会で変更された箇所について、十分な検討時間が加盟国に与えられていないとの意見が多数寄せられたこと
 を踏まえて、採択を来年まで延期したいとの意向が示された。

更に、延期により、改正に伴う認定済みのステータスへの影響評価を 完了させ、 サーベイランスのガイドライン作成が可能になる。



加盟国が各々コメントをした後、採択は延期された。 我が国からも事前に提出したコメントをしっかり考慮して欲しい旨発言。 今後、本年9月のコード委員会で、加盟国のコメントを考慮して検討される予定。7

(4)科学委員会の活動報告

○清浄性ステータスについて、以下の新たな国及び地域が認定された。

- 1. 口蹄疫
 - ワクチン接種清浄地域:ロシア(ZoneⅢ: Eastern Siberia)

Republic of Tuva, Republic of Buryatia 及び Republic of Altaiの1行政区画 (Kosh-Agachsky Raion)から構成されるゾーン





- 2. 牛肺疫
 - 清浄国:エクアドル、モンゴル



Ecuador



Mongolia



3. 豚熱 新規認定なし

(4)科学委員会の活動報告

4. 牛海綿状脳症(BSE)

- 無視できるリスクの国: フランス

- 管理できるリスクの国: ロシア





Negligible BSE risk

France

Controlled BSE risk

Russia

- 5. 小反芻獣疫 新規認定なし
- 6. アフリカ馬疫
 - 清浄国:バーレーン







(5)水生委員会の活動報告

○採択に付された水生コード及びマニュアルの新規・改正案は以下のとおり。

<コード>

_	ユーザーズガイド
_	用語の定義
第1.3章	ティラピアレイクウイルス病のOIEリスト疾病への登録
第1.4章	水生動物の疾病サーベイランス
第4.X章	[病原体 X] の無病宣言に関する各疾病章のモデル条項
第9.X.3条	安全な製品の条件(甲殻類疾病)
第10.X.3条	安全な製品の条件(魚類疾病)
第9.X章	十脚目虹色ウイルス病(DIV1)
第10.1.2条	流行性造血器壊死症(EHN)の感受性種の一覧
第10.10.2条	コイヘルペスウイルス病(KHV)の感受性種の一覧
第11.1.1条、第11.1.2条	アワビヘルペスウイルス感染症の感受性種の一覧
第11.2.1条、第11.2.2条	Bonamia exitiosaの感受性種の一覧



<マニュアル**>**

第2.3.0章	一般情報(魚病)	
第2.3.4章	伝染性サケ貧血(ISA)	
第2.3.6章	コイヘルペスウイルス病(KHV)	
第2.4.1章	アワビヘルペスウイルス感染症	
第2.4.2章	Bonamia exitiosaへの感染	

全ての改正案が採択された。

〇また、チリ大学を水産養殖分野の抗菌薬適正使用に係るコラボレーティングセンターに、 台湾の行政院農業委員会家畜衛生試験所を、十脚目虹色ウイルス病のリファレンス ラボラトリーとして新たに認定する旨報告があった。

(6)ラボラトリー委員会の活動報告

〇以下の陸生疾病に関するリファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンターが 新たに承認された。

◆リファレンスラボラトリー

	疾 病 名	施設名	所 在 地
1	アフリカ豚熱	National Centre for Foreign Animal Disease, Canadian Food Inspection Agency, Canadian Science Centre for Human and Animal Health	カナダ
2	リフトバレー熱	CIRAD, Campus international de Baillarguet	フランス
3	鳥マイコプラズマ症 (Mycoplasma gallisepticum, M. synoviae)	Avian Medicine Laboratory, Istituto Zooprofilattico Sperimentale delle Venezie	イタリア
4	ヨーネ病	National Reference Centre for Paratuberculosis, Istituto Zooprofilattico Sperimentale della Lombardia e dell'Emilia Romagna	イタリア
5	新世界スクリューワーム (Cochliomyia hominivorax)	Panama–United States Commission for the Eradication and Prevention of Screwworm	パナマ
6	アフリカ豚熱	USDA, APHIS, VS, NVSL, Foreign Animal Disease Diagnostic Laboratory, Plum Island Animal Disease Center	米国
7	慢性消耗病	National Veterinary Services Laboratories, USDA, APHIS, VS	米国
8	牛結核	National Veterinary Services Laboratories, USDA, APHIS, VS	米国

◆コラボレーティングセンター

	項目名	施設名	所 在 地
1	ラクダの疾病	Abu Dhabi Agriculture and Food Safety Authority	UAE

農林水産省HPに総会の概要を掲載

https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html





